

越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(管理者)</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(掲示)</p> <p>第54条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第54条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(掲示)</p> <p>第54条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第54条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p>

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第55条 条文略

2 条文略

(1) 第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第58条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(記録の整備)

第55条 条文略

2 条文略

(1) 第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第58条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(管理者)

第60条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第58条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(管理者)

第60条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

3 条文略

(記録の整備)

第73条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

↳

(3) 条文略

(4) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(管理者)

第65条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

3 条文略

(記録の整備)

第73条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

↳

(3) 条文略

(4) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(6) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第76条 条文略

(1) 条文略

↳

(7) 条文略

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 条文略

(11) 条文略

(12) 条文略

(5) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第76条 条文略

(1) 条文略

↳

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

(10) 条文略

(13) 条文略

(14) 条文略

(15) 条文略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(17) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで、第9号及び第12号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第77条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 前条第17号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第79条 条文略

2 条文略

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所が法第115条の11

(11) 条文略

(12) 条文略

(13) 条文略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。

(15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。

(主治の医師との関係)

第77条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第79条 条文略

2 条文略

の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第67号。以下「越谷市介護老人保健施設基準条例」という。)第3条又は越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第14号。以下「越谷市介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(越谷市指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(越谷市指定居宅サービス等基準条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定居宅サービス等基準条例第80条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者(越谷市指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション(越谷市指定居宅サービス等基準条例第79条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定居宅サービス等基準条例第80条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしてい

を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第83条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 条文略

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサー

るものとみなすことができる。

(記録の整備)

第83条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第86条 条文略

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサー

ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、越谷市指定介護予防支援等基準条例第3条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。第251条第4号及び第265条第3号において同じ。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 条文略

}

(4) 条文略

ビス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、越谷市指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 条文略

}

(4) 条文略

(5) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) 条文略

(7) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第125条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(5) 条文略

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第125条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 条文略

(9) 条文略

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) 条文略

(13) 条文略

(14) 条文略

(15) 条文略

(16) 条文略

(17) 第1号から第15号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第92条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

(10) 条文略

(11) 条文略

(12) 条文略

(13) 条文略

(14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(記録の整備)

第92条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供し

した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第95条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

た具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(5) 第2号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(6) 条文略

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(8) 条文略

(3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(9) 条文略

3 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

第117条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、越谷市介護老人保健施設基準条例第3条又は越谷市介護医療院基準条例第4条に規定す

(7) 条文略

3 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

第117条 条文略

2 条文略

3 条文略

る人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第122条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第122条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通

通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第125条 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

(6) 条文略

(7) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びそ

知に係る記録

(4) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第125条 条文略

(1) 条文略

）

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びそ

の置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(8) 条文略

(9) 条文略

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(12) 条文略

(13) 条文略

(14) 条文略

の置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第86条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

(10) 条文略

(11) 条文略

(15) 条文略

(16) 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(管理者)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 条文略

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(12) 条文略

(13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(管理者)

第130条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第136条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 条文略

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(定員の遵守)

第139条 条文略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、越谷市指定介護予防支援等基準条例第3条第1項に規定する担当職員及び同条第2項に規定する介護支援専門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

(定員の遵守)

第139条 条文略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、越谷市指定介護予防支援等基準条例第3条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第141条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第142条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第136条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の

(記録の整備)

第142条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第136条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の

の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(勤務体制の確保等)

第158条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 条文略
(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(勤務体制の確保等)

第158条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 条文略
(管理者)

第168条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第174条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- (4) 条文略

2 条文略

第175条 条文略

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(越谷市介護老人保健施設基準条例第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

第174条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- (4) 条文略

2 条文略

第175条 条文略

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第67号)第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所
にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施
設及び設備(ユニット型介護医療院(越谷市介護医療院基準条
例第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及
び第196条において同じ。)に関するものを除く。)を有するこ
ととする。

2 条文略

3 条文略

(身体的拘束等の禁止)

第178条 条文略

2 条文略

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正

化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テ
レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護
職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所
にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施
設及び設備(ユニット型介護医療院(越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成
30年条例第14号)第43条に規定するユニット型介護医療院を
いう。第192条及び第196条において同じ。))に関するものを除
く。)を有することとする。

2 条文略

3 条文略

(身体的拘束等の禁止)

第178条 条文略

2 条文略

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(記録の整備)

第181条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第178条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第182条 第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、

(記録の整備)

第181条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第182条 第50条の3から第50条の7まで、第50条の9、第50条の10、

第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の2の2、第54条の4、第54条の5、第54条の7から第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第120条の2、第121条、第133条、第134条第2項、第140条、第141条及び第141条の2の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第179条」と、同項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第133条第1項中「第138条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として

第50条の13、第51条の2、第51条の3、第53条、第54条の2の2、第54条の4、第54条の5、第54条の7から第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第120条の2、第121条、第133条、第134条第2項、第140条及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第179条」と、同項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第133条第1項中「第138条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

(1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。

(4) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型介護予防指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

- a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。
- b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入

所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認め

られる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする
こと。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方
メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4

において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(越谷市指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(越谷市指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定居宅サービス等基準条例第207条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者(越谷市指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業(越谷市指定居宅サービス等基準条例第205条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第195条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、
ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなけれ
ばならない。

6 条文略

(従業者の員数)

第204条 条文略

2 条文略

}

8 条文略

9 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1

項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの
規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第218条において準用する第141条の2に規定する委員会に
おいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職
員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項につ

(勤務体制の確保等)

第195条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 条文略

(従業者の員数)

第204条 条文略

2 条文略

}

8 条文略

いて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障

(管理者)

第205条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障

がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第211条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第215条 条文略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 第1項の規定により定める協力医療機関のうち、1以上は市内の医療機関とするよう努めなければならない。

がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第215条 条文略

2 前項の規定により定める協力医療機関のうち、1以上は市内の医療機関とするよう努めなければならない。

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。
- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 7 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努

めなければならない。

8 条文略

(記録の整備)

第217条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第214条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第218条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第

3 条文略

(記録の整備)

第217条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第214条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第218条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第

54条の2の2、第54条の4から第54条の8まで、第54条の10から第54条の11まで、第140条、第140条の2及び第141条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条、第54条の2の2第2項及び第54条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第54条」とあるのは「第213条」と、第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第234条 条文略

54条の2の2、第54条の4から第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第140条及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条、第54条の2の2第2項及び第54条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第54条」とあるのは「第213条」と、第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第229条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第234条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
 - (2) 第236条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第210条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第212条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第214条第3項の規定による結果等の記録
- (準用)

第235条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第

2 条文略

- (1) 条文略
 - (2) 第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
 - (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
 - (4) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 次条において準用する第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録
- (準用)

第235条 第50条の5、第50条の6、第51条の2から第53条まで、第

54条の2の2、第54条の4から第54条の8まで、第54条の10から第54条の11まで、第140条、第140条の2、第208条、第210条、第211条、第212条及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条及び第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第54条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同条第2項及び第214条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第1項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第3項中「指定介護

54条の2の2、第54条の4から第54条の11まで(第54条の9第2項を除く。)、第140条、第140条の2、第208条、第210条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第52条及び第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第54条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護の」とあるのは「基本サービスの」と、同条第2項及び第214条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第1項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第3項中「指定介護

予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条文略

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示及び目録の備付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者

予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(福祉用具専門相談員の員数)

第239条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条文略

(管理者)

第240条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(掲示及び目録の備付け)

第247条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第243条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者

のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 条文略

(記録の整備)

第248条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第50条の13第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第251条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 第246条第4項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 条文略

(記録の整備)

第248条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第50条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録

(3) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 条文略

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 条文略

(1) 条文略

}

(3) 条文略

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏

(4) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 条文略

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第251条 条文略

(1) 条文略

}

(3) 条文略

まえ、提案を行うものとする。

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 条文略

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第252条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

2 条文略

}

4 条文略

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 条文略

}

8 条文略

(管理者)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業

2 条文略

}

4 条文略

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

6 条文略

}

8 条文略

(管理者)

第257条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地

所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第262条 条文略

2 条文略

(1) 第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第265条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第51条の3の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第54条の8第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第54条の10第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 条文略

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 条文略

(1) 条文略

内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第262条 条文略

2 条文略

(1) 第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第51条の3に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第54条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第54条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(5) 条文略

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第265条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(9) 条文略

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防

福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(5) 条文略

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第266条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

